

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第463号)

平成18年8月18日

横情審答申第463号

平成18年8月18日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成18年3月14日都鉄第10291号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「(1)MM線接続工事（東白楽～横浜）公開入札に関する文書（都市整備局鉄道事業課保有分）(2)工事内容及びコストに関する第三者機関による鑑定文書（都市整備局鉄道事業課保有分）」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「(1)MM線接続工事（東白楽～横浜）公開入札に関する文書（都市整備局鉄道事業課保有分）(2)工事内容及びコストに関する第三者機関による鑑定文書（都市整備局鉄道事業課保有分）」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「MM線接続工事（東白楽～横浜）公開入札に関する文書（都市整備局鉄道事業課保有分）」（以下「文書1」という。）及び「工事内容及びコストに関する第三者機関による鑑定文書（都市整備局鉄道事業課保有分）」（以下「文書2」という。文書1及び文書2を総称して、以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成17年10月26日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

MM線接続工事（東白楽～横浜）公開入札に関する文書は、平成7年度の工事着工当初から事業主体である東京急行電鉄株式会社（以下「東急」という。）が工事入札を行っているため、本市は作成していない。また、東急が行った工事入札に関する文書を本市は取得していない。

工事内容及びコストに関する鑑定は、横浜高速鉄道株式会社（以下「横浜高速鉄道」という。）が工事内容や事業費等について確認しているため、本市は行っていない。また、横浜高速鉄道から鑑定に関する文書を本市は取得していない。

したがって、本市は本件申立文書を作成し、又は取得しておらず、保有していないため、非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

(1) 異議申立てに係る処分を取り消すとの決定を求める。一般競争入札又は第三者機

関による工事コストを鑑定した文書の公開を求める。

- (2) 昭和62年3月31日に横浜市と東急と交わした協定において「みなとみらい21線と東横線との接続のため必要となる東横線の改築及び廃止に要する費用は、東急の受益相当額を除き、全額横浜市が負担する」との確認がなされており、その後横浜高速鉄道にこの負担が継承されている。
- (3) この確認事項は、横浜市が工事費の大半を公費で負担する委託事業に相当し、最小限のコストで効果的な工事を行うために、公開入札で業者を指定するか、工事コストの適否を第三者機関の評価に委ねるかの行為が行政に携わる者の義務である。
しかるに横浜市は以上に関する文書不存在を理由としてこれら文書を非公開としたことは公開入札や第三者機関の評価がなかったものとみなし、地方自治法及び地方財政法に違反する疑いがあるので善処を求める。
- (4) 平成5年7月21日に横浜市・東急・横浜高速鉄道三者で確認した各々の負担は事業費780億円・東急に生ずる受益相当額470億円・横浜高速鉄道（横浜市）の負担額310億円となった。
- (5) 平成11年3月31日の見直しでは事業費1,000億円・東急に生ずる受益相当額は470億円・横浜高速鉄道（横浜市）の負担額530億円となった。
- (6) その後さらに修正が行われ平成16年度横浜市の事業計画表では東急に生ずる受益相当額は230億円・横浜高速鉄道（横浜市）の負担額770億円となっている。
- (7) 東急の受益相当額には廃線跡地を横浜市へ130億円で売却する利益30億円が含まれているが、これの鑑定価額が44億円で、東急には売却損56億円発生懸念がある。この結果東急の受益相当額は144億円・横浜高速鉄道（横浜市）の負担額は856億円と推定でき、事業費1,000億円のうち、殆どを横浜高速鉄道（横浜市）が負担するという、まさしく実態は横浜市の公共事業としての見方が適当である。
- (8) 以上のような不可解な工事費の変遷と最終的には、ほぼ全額（現在処理中）を公費で負担する巨額事業に対する横浜市の処分は不作為に相当するので改めて当該文書の開示と工事価格及び横浜高速鉄道（横浜市）負担の推移を市民に説明するよう求める。
- (9) みなとみらい線と東横線の接続工事は東急に対して横浜市が要求したもので、当初は工事費用のうち東急の受益相当額を除いて全額横浜市が負担するとの覚書を交わしている。その後これを負担する事業体を横浜高速鉄道に移管し、最終的に総事業費1,000億円のうち東急負担額230億円・横浜高速鉄道770億円とほぼ確定している。この事業費は2キロメートル1,000億円で、通常の地下鉄工事費1キロメートル当た

り 250 億円と比べると異常な高コストである。また横浜市は横浜高速鉄道が負担する 770 億円のうち 530 億円を 30 年間無利子融資とし、残額の 240 億円は配当期待の乏しい投資で支援することとした。770 億円については表面上、横浜市の負担ではなく横浜高速鉄道の負担とするが、横浜市は 530 億円の利子負担と増資負担を背負い、実質は横浜市の公費 770 億円による負担で行われる委託事業であり、当然一般競争入札として扱うことが地方自治の基本である。負担事業体は横浜高速鉄道かも知れないが横浜市と横浜高速鉄道の一体的関係と長期にわたって横浜市に波及する負担を考えれば東急丸投げではなく、一般競争入札又は第三者機関による鑑定を実施し適正なコストを実現することが横浜市の責務と考える。よって、仮に現在横浜市が当該文書を保有しなくとも、入手努力をして我々市民に開示するよう重ねて求めるものである。

- (10) 本件申立文書がもし不存在とすれば、この巨額な準公共事業において横浜高速鉄道が行う財務会計支出に対して、主力株主である横浜市は何を根拠にこの適否の判断をしたのか疑わしい。また、このことについて市民に対する説明責任がある。われわれは、いろいろ数字的表現を多用しているが、一般常識と乖離した当事業のコストについて市民に説明できる文書の作成又は入手を求めることが当然と考えている。

5 審査会の判断

(1) 東横線とみなとみらい線の相互直通運転について

ア みなとみらい線は、昭和60年7月11日の「東京圏における高速鉄道を中心とする交通網の整備に関する基本計画について」と題する当時の運輸政策審議会答申第7号において、新たな業務地であるみなとみらい21地区の開発に対応する路線として設定された。

イ 横浜市は、昭和62年3月31日、東急との間で、みなとみらい線と東急が運行する東横線との相互直通運転に関して、覚書及びこれに基づく確認書を締結し、その中で、みなとみらい線と東横線との相互直通運転を行うこと、その接続を横浜駅地下において行うこと、東横線の横浜～桜木町間はみなとみらい線と東横線の相互直通運転に伴い廃止すること、今後設立予定のみなとみらい線の整備主体に覚書に基づく横浜市の履行事項を継承することなどを確認した。

ウ 平成元年3月29日には横浜市、神奈川県等の出資により横浜高速鉄道が設立された。

横浜高速鉄道は、平成2年4月には第1種鉄道事業免許を取得して平成4年11月に工事に着手した。

エ 東急は、東横線とみなとみらい線との相互直通運転を行うため、平成7年度から東横線の東白楽～横浜間の地下化事業に着手し、平成16年2月1日、同日に営業を開始したみなとみらい線との相互直通運転を開始した。

東横線の横浜～桜木町間は、みなとみらい線の開業に伴い廃止された。

(2) 本件申立文書について

ア 文書1は、東横線とみなとみらい線との相互直通運転を行うための東横線の東白楽～横浜間の地下化事業に関し、公開入札するために作成し、又は取得した文書である。

イ 文書2は、東横線とみなとみらい線との相互直通運転を行うための東横線の東白楽～横浜間の地下化事業に係る建設工事の工事内容及び建設コストに関する第三者機関による鑑定文書である。

(3) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、本件申立文書を作成し、又は取得しておらず、保有していないと主張しているため、当審査会では、平成18年6月16日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 横浜市では、横浜市の都心部の骨格を形成するみなとみらい21地区の開発によって鉄道路線が必要であったことから、東京都心とも直結する路線である東横線を運行する東急との間で相互直通運転に関する覚書及び確認書を締結した。

(イ) みなとみらい線の事業主体に関しては、第三セクター方式とすることとなり、横浜高速鉄道が設立された。

(ウ) その後、横浜高速鉄道は、みなとみらい線を整備するために鉄道事業の免許を取得し、みなとみらい線に係る鉄道事業者として、覚書及び確認書に基づく横浜市の地位を承継した。

(エ) みなとみらい線と相互直通運転を行うための東横線の地下化事業は、東横線を経営する東急が実施する事業であり、東急が工事を発注している。

(オ) 以上のことから、本件申立文書については、作成し、又は取得しておらず、保有していないため、不存在による非開示と決定した。

イ これらの実施機関の説明を踏まえ、当審査会は、以下のように判断する。

(ア) 横浜市が東急との間で締結した覚書によれば、その前文には、「甲（横浜市）が整備を進めているみなとみらい線と乙（東急）の東横線との相互直通運転を行うため、次のとおり覚書を締結する」こととされており、横浜市がみなとみらい

線を整備していることが前提になっている。

- (イ) しかし、覚書第6項は覚書に基づく横浜市の履行事項を今後設立予定のみなどみらい線の整備主体に継承することを、覚書第7項はこの覚書が今後みなどみらい線の整備主体と東急が締結する協定等の基本となるものであり、誠実に遵守しなければならないことをそれぞれ定め、横浜市とは異なるみなどみらい線の整備主体の存在を想定していることが認められる。
- (ウ) その後、横浜高速鉄道は、覚書に定められたとおり、みなどみらい線の整備主体として鉄道事業免許を取得し、みなどみらい線を東横線との相互直通運転により運行している。
- (エ) これらのことを踏まえ、まず文書1の不存在について検討する。

実施機関の事情聴取、みなどみらい線と東横線の相互直通運転を行うために締結された覚書及び確認書等によれば、東急が東横線の経営主体であり、両線の接続を横浜駅地下で行うため、当時、地上を走行していた東横線の東白楽～横浜間の地下化事業を行ったことが認められる。

- (オ) 申立人は、覚書及び確認書に基づき東急に対して経費を負担している横浜高速鉄道に対して、横浜市が増資、無利子融資及び利子負担を行っているとして、みなどみらい線との相互直通運転のための東急の地下化事業が横浜市の公共事業であり、これを横浜市が横浜高速鉄道に委託していることから、当然一般競争入札として扱うべきである旨主張するが、前述したように、東横線の地下化事業は東横線の経営主体である東急が行う事業であると考えられるから、地下化事業に係る工事を行う事業者の選定について、東急が工事入札を行っているため、文書1を作成し、又は取得しておらず、保有していないとの実施機関の説明は、特段不合理であるとはいえない。
- (カ) 次に文書2の不存在について検討する。

確認書第3項の規定によれば、みなどみらい線と東横線との接続のため必要となる東横線の改築及び廃止に要する費用は、東急の受益相当額を除き、全額横浜市が負担するとされており、この時点において横浜高速鉄道が設立されていないことからすれば、東横線の改築にどの程度の費用を要するのかについて、第三者機関による鑑定を行うかどうかはともかく、横浜市が費用負担者として、自ら何らかの方法で費用の算定を行うことも考えられる。

しかし、確認書第4項の規定により負担額については、別途協議する項目とさ

れ、また、覚書第6項の規定により費用負担者としての地位が横浜高速鉄道に継承されることが前提とされ、現実に横浜高速鉄道が費用負担者となっているなど、費用の確認については、横浜高速鉄道と東急との間で別途行われることとされていることがうかがわれる。

また、横浜市が横浜高速鉄道に出資していることから、横浜市が株主として取得した文書の中に本件申立文書が存在することもあり得ると考えられたため、実施機関に確認したが、そのような文書は存在しないとの説明であり、その他に本件申立文書が存在することを推認させる事情も認められなかった。

したがって、工事内容や事業費等について、横浜高速鉄道が確認しているため、文書2を作成し、又は取得しておらず、保有していないとの実施機関の説明は、是認せざるを得ない。

- (キ) なお、申立人は、実施機関が本件申立文書を保有しないならば、改めて作成し、又は取得することを求めると主張するが、本市の条例に基づく情報公開制度は、実施機関が保有している行政文書を対象とするものであって、開示請求があった場合、これに応ずるためにその対象となる文書を作成し、又は取得する義務を実施機関に課すものではない。

(4) 結 論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 青木孝、委員 早坂禧子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成18年 3 月 14 日	・ 実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成18年 3 月 22 日	・ 異議申立人から意見書を受理
平成18年 3 月 23 日 (第 81 回第一部会) (第 81 回第二部会)	・ 諮問の報告
平成18年 4 月 12 日 (第 293 回審査会)	・ 第三部会で審議する旨決定
平成18年 4 月 21 日 (第 21 回第三部会)	・ 諮問の報告
平成18年 5 月 19 日 (第 22 回第三部会)	・ 審議
平成18年 6 月 2 日 (第23回第三部会)	・ 異議申立人の意見陳述 ・ 審議
平成18年 6 月 16 日 (第 24 回第三部会)	・ 実施機関から事情聴取 ・ 審議
平成18年 6 月 30 日 (第 25 回第三部会)	・ 審議
平成18年 7 月 21 日 (第 26 回第三部会)	・ 審議
平成18年 8 月 4 日 (第 27 回第三部会)	・ 審議